「緊急調整地域の指定」及び「一般酒類小売業免許に係る申請」等の状況

1.「緊急調整地域」の指定状況等

一般酒類小売業免許については、「規制緩和推進3か年計画」(平成10年3月閣議決定)に基づき、平成15年9月1日をもって「人口基準」を廃止。

他方、同年5月の「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」 (平成15年法律第34号)の成立を受け、同法に基づき、政省令により 「緊急調整地域」の指定要件(別紙1)を確定。

同要件に基づき、平成 15 年 8 月 27 日に、全国 3,383 の小売販売地域 (原則:市区町村単位)のうち、922 地域(約 27%)を「緊急調整地域」 に指定、15 年 9 月 1 日から 16 年 8 月 31 日までの 1 年間、一般酒類小売 業免許の付与等を制限。(国税局・都道府県別の指定状況 別紙 2)

2. 非指定地域における免許の申請状況等

「緊急調整地域」以外の地域について、例年同様、9月1日から同月30日までを「抽選対象申請期間」として、一般酒類小売業免許の申請を受け付けたところ、申請件数は全国で19,970件の申請が提出。その後も若干の追加申請。

地域別では、地方局が合計で昨年度を上回る一方、東京、関東信越、 大阪、名古屋の都市4局は合計で約1万件と昨年度とほぼ同数。

(国税局・都道府県別の申請状況 別紙2)

業種別では、コンビニエンスストア、スーパーマーケットのほか、ドラッグストア、ピザ宅配店など他業態からの申請も増加するなど多様化。